

第1章

計画の策定に当たって

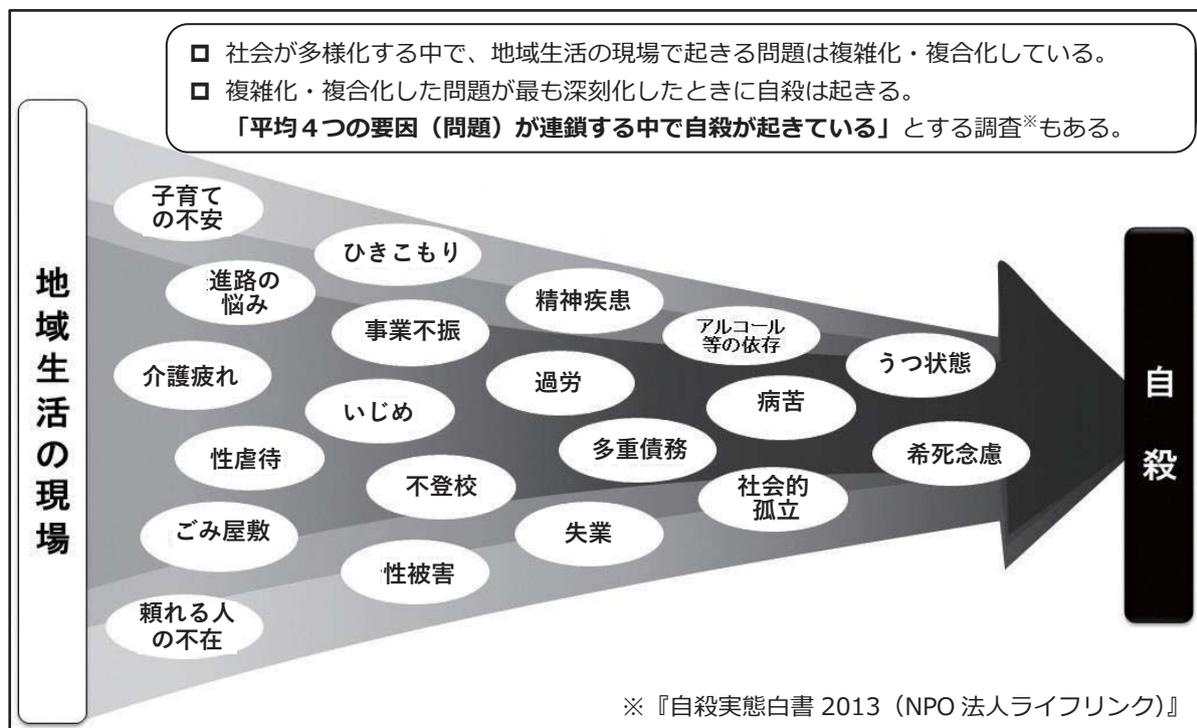
第1章 計画の策定に当たって

1 策定の趣旨

自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」です。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立等の様々な社会的要因があることが知られています。

自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で追い詰められ自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感や、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程と見ることができます。自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」です。

(図1) 自殺の危機要因イメージ図 (厚生労働省資料)



第1章 計画の策定に当たって

我が国の自殺者数は、平成10年に急増し、年間3万人前後の高い水準で推移していましたが、平成18年10月に自殺対策基本法（平成18年法律第85号）（以下「基本法」という。）が施行されて以降、地方公共団体や関係機関、民間団体等による様々な取組の結果、2万人台に減少するなど、着実に成果を上げてきました。しかし、令和2年には11年ぶりに増加に転じ、令和4年は2万1千人を超えました。

本市における自殺者数は、平成23年には100人を超えていましたが、平成29年には52人と大幅に減少しました。しかし、令和元年以降は64人から65人で推移しており、令和4年には67人の方が自ら尊い命を絶たれています。

このように、いまだにかけがえのない多くの命が、自殺に追い込まれている状況にあることから、引き続き、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けて、取り組んでいく必要があります。

これまで、本市では、平成21年に「高松市自殺対策庁内連絡会」を設置するとともに、本市の自殺対策事業を総合的に推進するため、平成30年に、行政や関係団体、民間団体等で構成される「高松市自殺対策推進会議」を設置しました。また、平成28年3月に基本法が改正され、「市町村自殺対策計画」の策定が義務付けられたことから、平成31年3月に、自殺対策を総合的に推進するための行動計画である「高松市自殺対策計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、関係団体や民間団体等と連携して、自殺対策に取り組んできました。

このような中、国は令和4年10月に基本法に基づき、新たな自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）を策定しました。本市では、こうした国の動きやこれまでの取組の成果と課題、社会環境の変化などを踏まえ、引き続き自殺対策を総合的に推進していくため、「第2期高松市自殺対策計画」（以下「第2期計画」という。）を策定することとしました。

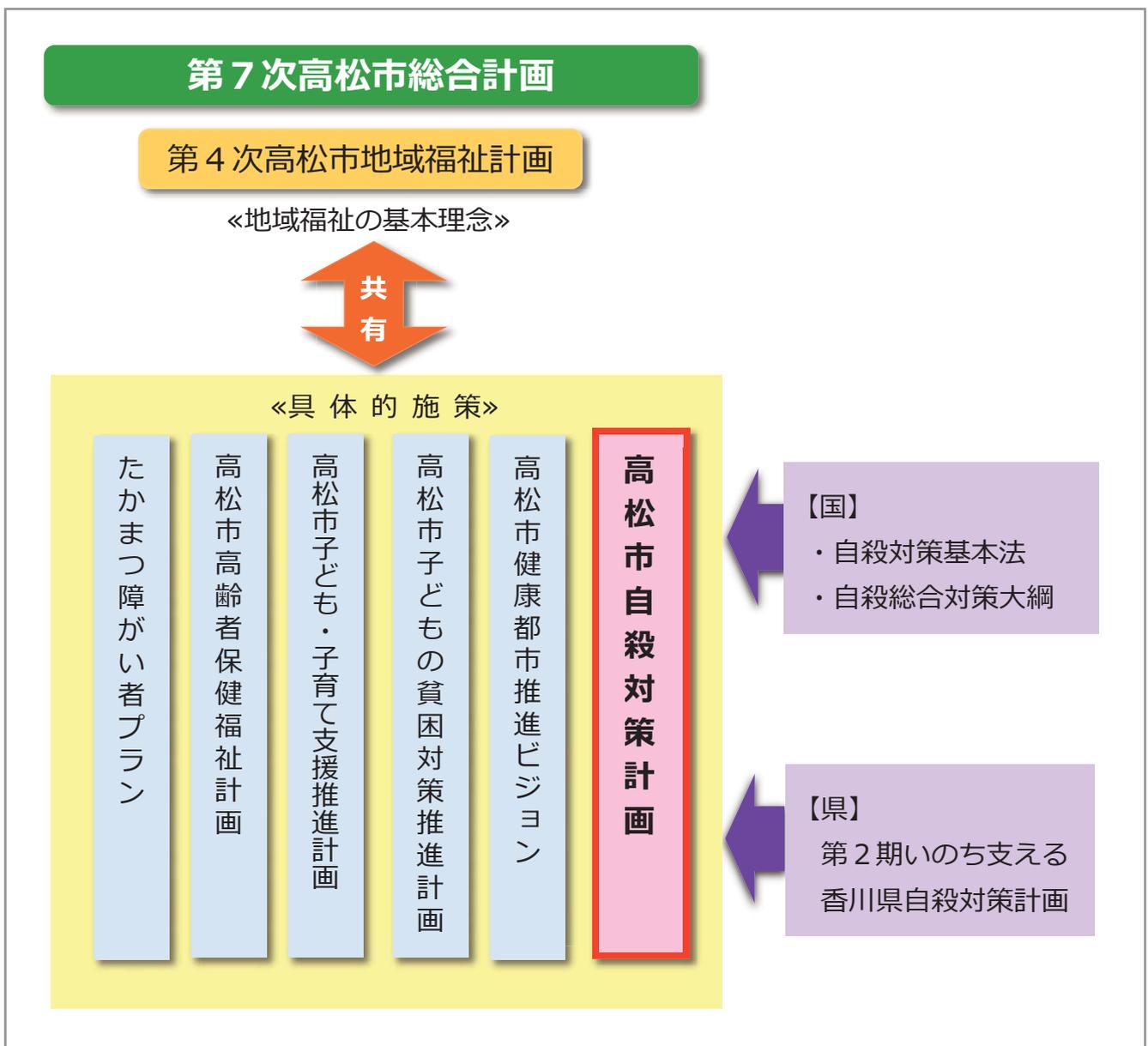


2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条第 2 項の規定に基づき、大綱の基本理念、及び第 2 期いのち支える香川県自殺対策計画を踏まえつつ、地域の実情を勘案して、市町村自殺対策計画として策定するものです。

また、本市の最上位計画である「第 7 次高松市総合計画」との整合を図るとともに、福祉関連計画の上位計画である「高松市地域福祉計画」と基本理念を共有し、「高松市健康都市推進ビジョン」等の関連する計画と連携を図ります。

位置付けのイメージ（概念図）



3 SDGs（持続可能な開発目標）との関連

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている国際目標です。17の目標と、169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能で、よりよい社会の実現を目指しています。

このSDGsの理念は、自殺対策における、「生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守る」という考え方と合致することから、本計画における自殺対策は、SDGsの達成に向けた政策としての意義も持ち合わせています。



4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

なお、本計画における施策の推進状況や目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行います。

令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	令和6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
第1期 (令和元年度～令和5年度)					第2期 (令和6年度～令和10年度)				

